

税制調査会（第10回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成29年6月19日（月）12時05分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

今日の総会では、私を含む8名の政府税調メンバーで4、5月に実施しました海外調査について、その結果の報告を行いました。なかなかハードなスケジュールでしたが、実施して良かったと思っています。

今回の海外調査は、昨年の秋以来の政府税調において、経済活動のICT化、多様化など、いわゆる納税実務等を巡る環境が変化する中、ICTの活用等による税務手続の利便性向上や適正公平な課税の実現による制度の信頼性の向上等を図る観点から、諸外国の取組も参考としながら、中長期的な税務行政のあり方を考える必要があるという認識が我々委員の間で共有され、実施することとしたものです。調査を通じて、各国とも、経済社会状況や課税体系を踏まえつつ、様々な工夫を凝らして取り組んでいることが分かり、国によって本当に様々でしたが、実に有意義な調査を行うことができたものと考えています。

今後は、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について、今回の海外調査で得た知見も参考にしながら、納税者利便の向上と税制の信頼性の向上、この二つの向上に向け、税務手続のICT化・簡素化の推進、そのための基礎となる税務上の情報の流れやその処理のあり方について幅広く、中長期的な観点から議論を行っていくことを、先ほども総会の場で申し上げましたが、考えています。

○記者

二問、質問させていただきます。

一つは、幅広く中長期的に検討というお話でしたが、スケジュール感としては、例えば、今年や来年に報告書をまとめるといった何かゴールは想定されているのでしょうか。

二つ目は、神津特別委員から個人所得課税改革の早期再開を求める意見書が出されていましたが、こちらについての対応は、会長はどのようにお考えでしょうか。

○中里会長

今日の四方面の報告、全部で七カ国になるのでしょうか。お聞きになってお分かりかと思いますが、各国ごとに、歴史的背景も随分異なりますし、文化的にも異なっていますし、本当に多種多様な取組を行っており、単純に電子申告と言っても、それに対する対応の仕方が非常に様々です。その実に様々なものを力技で一つにまとめてというわけにはなかなかいかないわけです。日本の実情に合わせる形で、納税者の皆様の利便性の向上に本当に資するようにするためには、少し時間をかけて、情勢を判断しながら進めていくことが一番良いのではないかと考えています。もちろん、だから

とって、時間をかければ良いというわけではなくて、そこは迅速な方が良いでしょうが、そうすると、でき得る現実的な解決策は、できるところから着実に、ということになるのではないのでしょうか。今回はあくまでもそのような方向への議論の第一歩として、海外調査の報告をさせていただいたということです。

今日の海外調査の報告も、比較対照しやすいように四つの方面に行っている関係で、各地域に行ったメンバーの間でも、それぞれ、ここについては詳しく聞いたけれども、ここはそうでもなかったなど、粗密も様々ありますので、今後の補充も必要かもしれません。

これは個人的なことですが、昨日、ニュージーランドの学者の方からメールをいただいて、8月14、15日にシンガポールで今回の海外調査のテーマにも関連する内容の会議があるから参加してほしいとのことでしたが、日本だけでなく、様々なところで様々な議論が行われているのであろうかと思っておりますので、そのようなものにも対応しながら、地道に、かつ機動的に、そして最終的に国民の皆様の便宜につながるようにしていく必要があると思っております。その結果として、公平・公正な課税が実現できるように一步一步頑張っていくのが良いのではないかと考えています。

それから、神津特別委員の意見書では、働き方の多様化ということもあるのですが、個人所得課税改革についての議論を続けていくべきであるとのことでしたが、私も全く同感です。他に国際課税等の話もありますので、その時期その時期、いくつかのテーマを連続的に行うということ、1回に一つのことだけというわけではなく、様々なテーマを扱っていますので、いつどの時期にどのテーマをとすることは、その時々マンパワーや情勢を見ながら考えていかざるを得ないと思っておりますが、個人所得課税改革については今までずっと行ってきましたし、これからもきっちりと対応していきたいと思っております。

○記者

今日の議論の中で、記入済申告書について何度かトピックとして出ていたかと思いますが、仮に日本で導入することになれば、どのような問題点、課題みたいなものがあるか、会長自身のお考えをお聞かせいただければと思います。

○中里会長

記入済申告書というものは、これは考えようにもよると思っておりますが、なぜ、自分の申告書を国から送ってもらうのかという考えは当然出てくると思うのです。問題と云えば、一番はそれではないかと思っております。ただ、これも考えようで、自分の情報は自分が一番よく知っています。そうはいっても実際は大変ですが、一応、そのような建前で民主主義は動いているわけです。

日本では、例えば私の場合は、勤務先で年末調整をしてもらうという形をとっています。これは、様々な情報を私の勤務先が集めて源泉徴収を行い、年末調整もするというので、確定申告に代わって年末調整が行われているわけです。これも考えよう

によっては、果たしている機能は記入済申告のようなものではないでしょうか。記入済申告書というのは、この勤務先が行っていることを、国段階で行うというものです。

確定申告というものは、私が私の情報を自分で集めて行います。サラリーマンの方は、生命保険料関係の書類などを会社に提出して年末調整を受け、それでは足りないというのであれば、例えば医療費控除については確定申告を別途行うということですが、そのようなものが必要のない方は、企業段階で確定申告に代わるようなことが行われているわけです。諸外国の記入済申告書というものは、それを国が情報を集めて行っているということであると思うのです。

名前は様々ですが、どこかで情報を集めた上で、正確な申告を行うということなのであれば、記入済申告書という名前だけに飛びつくということはないのではないのでしょうか。今の日本の制度をより納税者利便の向上に資するような形で推進し、直していく、改善していくことが非常に重要なのではないかと思います。

今回の海外調査の結果を見ますと、金融所得について総合課税を採用している国と、分離課税を採用している国では、方法が基本的に変わってきます。金融所得について総合課税を採用している国では、最終的に金融所得も含めて総合合算した上で確定申告を行うということが原則になりますので、年末調整というものは、採用していないということになります。ところが、金融所得について分離課税を採用している国では、最終的に金融所得を含めた総合合算をする必要がありません。日本は金融所得について分離課税ですので、また、雇用主が、被用者と密接かつ継続的に関わりがあり、課税の基礎となる給与情報等を直接保有しているため、年末調整を採用する傾向が強くなるのではないかと思います。先ほども申しましたとおり、確定申告とは違いますが、年末調整という形の一種の確定申告類似のことが行われているということなのかもしれません。結局は、どこで情報を処理して税務署に届けるかという話ではないかと思えます。

日本では金融所得に関して分離課税を採用しているために、ドイツあるいは韓国もそうでしたか、同様に年末調整が採用されていますが、この制度が所得税の納税者の多数を占める給与所得者の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられてきたことを踏まえ、サラリーマン、被用者や雇用者等を含めた社会全体のコストを抑制する観点から、年末調整手続の電子化、簡素化を基本に考えていくことが一つのあり方であると思えます。

いきなり記入済申告書というフレーズに飛ぶということは意味がないと思います。要するに、実態として、どこでどのような情報を集めて、それをどのように処理して、情報を税務署に届けるということが行われるかという話ですので、形ではなくて中身を見ていきたいと思っています。

長くなってしまいましたが、ここは大切なところですのでよろしくお願いします。それが、サラリーマンについてはもっと簡単に、例えばスマートフォンで申告手続が

できるとなれば、これは非常に進歩なのではないでしょうか。様々な夢も語りながら、現実も踏まえて先に進めたいと感じています。

○記者

ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございました。

[閉会]